

まちづくり基本条例審査会委員を募集します

1 趣旨

清水町まちづくり基本条例、同条例施行規則に規定する町民参加手続き及び町民参加に必要な情報の公表の実施状況などを審査する「清水町まちづくり基本条例審査会」の委員の一部を募集します。

2 募集概要

(1)募集人数 3名以内（審査会は公募委員を含め、10名以内で構成します。）

(2)応募要件

ア 清水町内に住所を有する満18歳以上の方

イ 清水町が設置する他の審議会等の委員でない方

ウ 清水町の職員（事務及び現業職の会計年度任用職員含む）及び議会議員でない方

(3)応募方法

ア 応募者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号、応募の動機を明記して提出してください。

イ 応募用紙はホームページのほか、役場1階まちづくり情報コーナー、役場2階企画課、御影支所、文化センターにあります。

ウ 応募は、企画課企画統計係に持参又は郵送、Eメールにより提出願います。

電話による申し込みはできません。また、提出いただいたものは返却できませんので、ご了解願います。

3 委員の任期 2年間（令和7年（2025年）6月13日～令和9年（2027年）3月31日まで）

4 会議の開催

審査会の開催は年1回程度、会議時間については、平日の日中を予定しています。

5 報酬

審査会に出席いただいた際には、町の規定により報酬を支給いたします。

6 応募先

〒089-0192 上川郡清水町南4条2丁目2番地

清水町役場 企画課企画統計係

Eメール kikaku@town.shimizu.hokkaido.jp

7 募集期間

令和7年4月15日（火）～ 令和7年5月16日（金）まで（必着）

8 選考及び結果のお知らせ

- ・提出いただいた応募の動機及び選考基準を基に選考委員会で選考します。
- ・選考の結果は、応募いただいた方全員に文書でお知らせします。

9 その他

- ・応募者個人に関係する選考資料は公開しません。
- ・応募用紙に記載の情報は、この委員の選考以外には使用いたしません。
- ・標記審査会委員には職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務が課せられています。

担当課 企画課企画統計係（電話0156-62-2114 内線222）

清水町まちづくり基本条例審査会委員 応募用紙

年 月 日

住 所					
ふりがな 氏 名		性別	男・女	年齢	
職 業					
電話番号					
Eメール					
他の審議会等 の経験歴					
応募の動機					
この審議会等委員の他に現在応募されている委員が ありましたらお書きください。					